

議案第58号

福岡市留守家庭子ども会事業の実施に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、児童を取り巻く環境の変化に鑑み、市外に住所を有する児童のうち福岡市立の小学校に在学しているものを、留守家庭子ども会事業の対象児童に加える必要があるによる。

福岡市留守家庭子ども会事業の実施に関する条例の一部を改正する条例

福岡市留守家庭子ども会事業の実施に関する条例（平成18年福岡市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条中「有する児童」の次に「又は市立小学校に在学している児童」を加える。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。